

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正について（改正概要）

1 趣旨

横浜市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）は、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めたものです。

条例第 39 条では、方法書の提出から工事完了の届出までの間に事業内容を修正した場合の手続を規定しています。条例第 39 条第 1 項ただし書きで修正が軽微な場合の例外的規定を定めており、規則第 40 条第 3 号で規則別表第 3 の要件に該当するものを修正が軽微な場合としています。

このたび、規則別表第 3 の「運動施設、レクリエーション施設等の建設」の項の「手続を経ることを要しない修正の要件」について、新たに区域となる部分の面積要件であることを明確化するため、規則の一部を改正します。

2 改正の概要

規則別表第 3 の「運動施設、レクリエーション施設等の建設」の項の「手続を経ることを要しない修正の要件」の欄を次のとおり改正します。

現行			改正案		
別表第 3（第 40 条）軽微な修正			別表第 3（第 40 条）軽微な修正		
対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	形質変更区域の位置(都市公園の新設の事業に限る。)	<u>修正後の形質変更区域</u> の面積が修正前の <u>当該形質変更区域</u> の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、2 ヘクタール未満であること。	11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	形質変更区域の位置(都市公園の新設の事業に限る。)	<u>新たに形質変更区域となる部分</u> の面積が修正前の形質変更区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、2 ヘクタール未満であること。

（※下線部分が改正箇所）

3 施行予定日

令和 7 年 10 月 1 日